

ＪＡＳＤＡＱ市場の登録審査手続きの見直しに伴う「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等の一部改正について

平成16年7月6日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

現行のＪＡＳＤＡＱ市場における登録審査手続きは、申請会員である証券会社が審査を行い、その内容を協会において確認する制度となっている。

また、今後予定されているＪＡＳＤＡＱ市場の店頭売買有価証券市場から取引所有価証券市場への移行に際しては、市場の信頼性・透明性をより一層高める観点から、ＪＡＳＤＡＱが上場を希望する会社を直接審査することとしている。

そこで、ＪＡＳＤＡＱ市場の取引所有価証券市場への移行を円滑に行うため、上場を希望する会社ができる限り早期に上場に向けて準備を行うことができるよう、直接審査を実施する時期を明確にすることとし、取引所有価証券市場への移行に先立ち、市場開設者である協会が登録申請会社を直接審査する制度とするため、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)等関係諸規則について、所要の整備を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1)「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)及び「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正

- ・ 本協会が登録申請会社からの申請を受け、直接審査することとし、これに伴い審査事項を整理・明確化する。

(規則第3条第1項、第4条及び細則第2条、第3条)

- ・ 直接申請・直接審査を実施するに当たり、申請会員が作成する申請書類を廃止し、登録契約書等の申請書類を追加する。

(細則第2条、細則別表1-1、1-2、1-3、4)

- ・ 申請の不受理事項を明確にする。(規則第3条の2及び細則第2条の3新設)
- ・ 予備申請制度を新設する。(規則第3条の3新設)
- ・ 代表申請会員及び申請会員に関する規定を廃止する。

(規則第8条の2を削り、第14条を削除)

- ・ 申請会員からの申請による登録取消しに係る規定を廃止する。

(規則第11条第1項を削除)

- ・ その他所要の整備を図る。

- (2) 「登録前の第三者割当増資及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」の一部改正
- ・ 所要の整備を図る。
- (3) 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)及び「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』に関する細則」の一部改正
- ・ 所要の整備を図る。
- (4) 「登録銘柄の発行日取引に関する細則」の一部改正
- ・ 所要の整備を図る。
- (5) 「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正
- ・ 所要の整備を図る。

3. 施行時期

- (1) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)及び「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則」, 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3), 「『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて」(理事会決議)について
- ・ この改正は、平成16年8月1日から施行する。
 - ・ 改正後の規定は、施行の日以後に株券の登録を申請する会社から適用し、施行前に株券の登録を申請した会社については、なお従前の例による。
 - ・ 前項の規定にかかわらず、平成16年8月1日から平成16年8月31日までに株券の登録を申請した会社については、なお従前の例によることができる。
- (2) 「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』に関する細則」について
- ・ この改正は、平成16年7月6日から施行する。
- (3) 「登録銘柄の発行日取引に関する細則」について
- ・ この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

以 上

店頭売買有価証券の登録等に関する規則（公正慣習規則第1号）の一部改正について

平成16年7月6日
（下線部分変更）

新	旧
<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 2 { } （現行どおり） 4 5 <u>削 除</u></p> <p>6 （現行どおり）</p> <p>第2章 登録銘柄の登録及び登録取消し等</p> <p>（登録の申請） 第3条 株券を登録銘柄として本協会に登録しようとする当該株券の発行会社（以下「登録申請会社」という。）は、<u>宣誓書、確約書、幹事証券会社が作成した推薦書その他の書類を添付した所定の登録申請書を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 { } （現行どおり） 3</p> <p>（申請の不受理） 第3条の2 <u>本協会は、登録申請会社が、細則に定める場合に該当するときには、登録申請を受理しないものとする。</u></p> <p>（予備申請） 第3条の3 <u>登録申請を行おうとする会社は、直前事業年度（「直前事業年度」とは、登録日が定時総会の日から決算期日までの間に当たるときは、登録日が属する事業年度の前事業年度をいい、登録日が決算期日の翌日から定時総会の前日までの間に当たる場合には、当該登録日が属する事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。）の末日からさかのぼって3か月前の日以後においては、登録申請を行おうとする日その他の事項を記載した「登録予備申請書」及び登録申請に必要な書類に準じて作成した書類（提出することができるもので足りる。）を提出することにより、登録申請の予備的申請（以下「予備申請」という。）を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により予備申請が行われた場合には、本協会は、第4条及び第5条の規定に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第8条第3項の規定は、前項の審査を行う場合について、準用する。</u></p> <p>（登録の審査） 第4条 株券の登録の審査は、登録申請会社及びその資本下位会社等により構成される登録申請会社の企業グループ（以下「登録申請会社の企業グループ」という。）に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>1 <u>企業の継続性及び収益性</u> <u>継続的に事業を営み、かつ、経営成績の見通しが良好なものであること。</u></p>	<p>（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。 2 { } （省 略） 4 5 <u>申請会員</u> <u>株券、新株引受権証書又は転換社債型新株予約権付社債券を店頭売買有価証券として本協会に登録することを申請し、かつ、登録後において本協会の規則の定めるところにより義務を負う会員をいい、登録後において当該会員と同等の義務を負うこととなる会員を含む。</u></p> <p>6 （省 略）</p> <p>第2章 登録銘柄の登録及び登録取消し等</p> <p>（登録の申請） 第3条 株券を登録銘柄として本協会に登録しようとする会員は、<u>2社以上の連名により、当該株券の発行会社（以下「登録申請会社」という。）の宣誓書、確約書その他の書類を添付した所定の登録申請書を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 { } （省 略） 3</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（登録の審査） 第4条 <u>前条の規定により申請を行おうとする会員は、登録申請会社の内容について、次の各号に掲げる事項を重点に十分審査（第5条第2項第1号の規定に該当するものとして申請を行おうとする場合を除く。）し、登録銘柄として当該株券の流通を円滑ならしめ、売買その他の取引の公正を確保し、投資者の保護に資するため必要かつ適当であると判断したものについて、前条の規定による申請を行うものとする。</u></p> <p>1 <u>事業の内容</u> (1) <u>会社の経営理念</u> (2) <u>事業の具体的な内容及び事業部門別分析</u> (3) <u>利益計画策定の妥当性</u></p>

新	旧
<p>2 企業経営の健全性 事業を公正かつ忠実に遂行していること。</p> <p>3 企業内容等の開示の適正性 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。</p> <p>4 その他公益又は投資者保護の観点から本協会が必要と認める事項</p>	<p>(4) 工場及び事業所の実査の状況</p> <p>2 企業経営の健全性 (1) 収益性の動向についての分析 (2) 内部管理、牽制組織の整備運用状況 (3) 人事及び労務管理の状況 (4) 登録申請会社の特別利害関係者（登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則（以下「第三者割当増資等に関する細則」という。）第2条第4号に規定する者をいう。）及び関係会社の状況 (5) 資金収支の状況 (6) 経理の状況</p> <p>3 企業内容等の適正な開示 (1) 登録申請のための有価証券報告書の記載内容 (2) 適時開示体制の整備状況</p> <p>4 その他会員又は本協会が必要と認める事項</p>
<p>2 (現行どおり) (削 る)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 前2項に規定する審査について必要な事項は、細則をもって定める。</p>	<p>3 第1項に規定する会員は、同項の登録審査に当たって当該登録申請会社の連結財務諸表等（連結財務諸表（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第1条第1項に規定する連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合における連結財務諸表及び財務諸表（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）並びに連結財務諸表を作成しない場合における財務諸表をいう。以下同じ。）及び中間連結財務諸表等（中間連結財務諸表（「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第1条第1項に規定する中間連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合における中間連結財務諸表及び中間財務諸表（「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第1条第1項に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）並びに中間連結財務諸表を作成しない場合における中間財務諸表をいう。以下同じ。）について監査を行った公認会計士又は監査法人と十分な連携をとるものとする。</p>
<p>(登録基準) 第5条 本協会が登録銘柄として登録する株券は、次の各号に掲げるすべての基準に適合したものとする。</p> <p>1 1単元の株式の数（単元株制度を採用しない場合には、1株）以上の登録申請に係る株式（自己株式を除く。以下第6条までにおいて同じ。）を所有する株主の数（以下「株主数」という。）が、次に掲げる株主数以上となる見込みのあること</p> <p>イ 登録日（第8条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）における登録申請に係る株式の単元数が1万単元未満（単元株制度を採用しない場合には、「単元」を「株」と読み替える。以下同じ。）の場合 300人以上</p> <p>ロ 登録日における登録申請に係る株式の単元数が1万単元以上2万単元未満の場合 400人以上</p> <p>ハ 登録日における登録申請に係る株式の単元数が2万単元以上の場合 500人以上</p> <p>2 時価総額が10億円以上となる見込みのあること</p> <p>3 直前事業年度において当期純利益金額が計上されていること又は経常利益金額が5億円以上であること。ただし、時価総額が50億円以上となる見込みのある場合には当期純利益金額及び経常利益金額は問わないものとする。</p>	<p>(登録基準) 第5条 本協会が登録銘柄として登録する株券は、次の各号に掲げるすべての基準に適合したものとする。</p> <p>1 1単元の株式の数（単元株制度を採用しない場合には、1株）以上の登録申請に係る株式（自己株式を除く。以下第6条までにおいて同じ。）を所有する株主の数（以下「株主数」という。）が、次に掲げる株主数以上であること</p> <p>イ 登録日（第8条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）における登録申請に係る株式の単元数が1万単元未満（単元株制度を採用しない場合には、「単元」を「株」と読み替える。以下同じ。）の場合 300人以上</p> <p>ロ 登録日における登録申請に係る株式の単元数が1万単元以上2万単元未満の場合 400人以上</p> <p>ハ 登録日における登録申請に係る株式の単元数が2万単元以上の場合 500人以上</p> <p>2 時価総額が10億円以上であること</p> <p>3 直前事業年度において当期純利益金額が計上されていること又は経常利益金額が5億円以上であること。ただし、時価総額が50億円以上である場合には当期純利益金額及び経常利益金額は問わないものとする。</p>

新	旧
<p>4 } } (現行どおり) 13</p>	<p>4 } } (省 略) 13</p>
<p>(登録等) 第 8 条 本協会は、第 3 条第 1 項の規定により登録申請があった場合において、<u>第 4 条及び第 5 条の規定に適合し、かつ、登録申請書及び添付書類が適正に記載されていると認め</u>たときは、当該株券について、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「<u>売買規則</u>」という。)第 50 条に規定する売買価格等の公表を開始する日に、登録銘柄として本協会に備える登録原簿に登録するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>本協会は、第 5 条第 2 項第 1 号の規定により登録しようとする場合の登録申請については、第 4 条の規定による当該登録申請会社に対する審査を省くことができる。</u></p> <p>3 本協会は、<u>審査のため必要と認めるときは、登録申請会社に対し、第 3 条に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他審査に対する協力を求めることができるものとする。</u></p> <p>4 } } (現行どおり)</p> <p>6</p> <p>7 本協会は、株券を登録したときは、その旨を<u>当該株券の発行会社に通知するとともに公表するものとする</u></p>	<p>(審査の確認及び登録等) 第 8 条 本協会は、第 3 条第 1 項の規定により登録申請があった場合において、<u>第 4 条に規定する審査が十分に行われているかどうかを確認したう</u>え、第 5 条の基準に適合し、かつ、登録申請書及び添付書類が適正に記載されていると認めたときは、当該株券について、店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則(公正慣習規則第 1 号の 2。以下「<u>売買規則</u>」という。)第 50 条に規定する売買価格等の公表を開始する日に、登録銘柄として本協会に備える登録原簿に登録するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項第 1 号の規定により登録しようとする場合の登録申請については、<u>第 4 条の規定により会員が行った当該登録申請会社に対する審査が十分に行われているかどうかの確認は省くことができる。</u></p> <p>3 本協会は、<u>必要があると認めるときは、登録申請会社に対し、事情聴取又は資料徴求を行うことができる。</u></p> <p>4 } } (省 略)</p> <p>6</p> <p>7 本協会は、株券を登録したときは、その旨を<u>当該株券の発行会社の申請会員及び当該発行会社に通知するとともに公表するものとする。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p>(代表申請会員) 第 8 条の 2 <u>登録申請会社の発行する株券の申請会員は、申請会員を代表する会員(以下「代表申請会員」という。)を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>代表申請会員は、発行会社の同意書及び代表申請会員以外の申請会員の同意書を添付して所定の届出書を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>代表申請会員は、発行会社と緊密な連絡体制を確保するとともに、当該発行会社に対し関係法令及び本協会の規則等の遵守並びに会社情報の適時、適切な開示の励行について適切な指導に努めるものとする。</u></p>
<p>(登録料及び登録管理料) 第 9 条 <u>登録銘柄の発行会社は、細則に定めるところにより登録料及び登録管理料を第 33 条第 3 項に規定する方法により支払わなければならない。</u></p>	<p>(登録料及び登録管理料) 第 9 条 代表申請会員は、細則に定めるところにより<u>登録銘柄の発行会社から登録料及び登録管理料を徴収し、第 32 条第 3 項に規定する方法により支払わなければならない。</u></p>
<p>(変更及び追加登録等) 第 10 条 <u>登録銘柄の発行会社は、第 8 条第 5 項に規定する記載事項に変更があるときは、所定の申請書を、遅滞なく本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>登録銘柄の発行会社は、新たに発行することとなった株券又は新株引受権証書を登録しようとするときは、第 1 項の規定に準じて本協会に申請しなければならない。</u></p> <p>4 } } (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>6 本協会は、必要があると認めるときは、登録銘柄の発行会社が新たに発行することとなった株券又は新株引受権証書について、<u>当該登録銘柄の発行会社からの申請を待たずに、本協会に備える登録原簿に変更登録又は追加登録を行うことができる。</u></p>	<p>(変更及び追加登録等) 第 10 条 <u>申請会員は、登録銘柄について第 8 条第 5 項に規定する記載事項に変更があるときは、当該登録銘柄のすべての申請会員からの連名により、当該登録銘柄の発行会社の同意書を添付して所定の申請書を、遅滞なく本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>申請会員は、登録銘柄の発行会社が新たに発行することとなった株券又は新株引受権証書を登録しようとするときは、第 1 項の規定に準じて本協会に申請しなければならない。</u></p> <p>4 } } (省 略)</p> <p>5</p> <p>6 本協会は、必要があると認めるときは、登録銘柄の発行会社が新たに発行することとなった株券又は新株引受権証書について、<u>申請会員からの申請を待たずに、本協会に備える登録原簿に変更登録又は追加登録を行うことができる。</u></p>

新	旧
7 (現行どおり)	7 (省 略)
8 本協会は、登録銘柄の変更登録又は追加登録を行ったときは、その旨を当該登録銘柄の発行会社に通知するとともに公表するものとする。	8 本協会は、登録銘柄の変更登録又は追加登録を行ったときは、その旨を当該登録銘柄の申請会員及び当該登録銘柄の発行会社に通知するとともに公表するものとする。
9 (現行どおり)	9 (省 略)
(登録取消基準)	(登録取消基準)
第 11 条 削 除	第 11 条 本協会は、登録銘柄について、すべての申請会員からの連名による登録取消しの申請があったときは、当該登録銘柄の登録取消しを行うことができる。
2 本協会が、登録銘柄の登録を取り消す基準は、次の各号に該当したときとする。	2 本協会が、前項の申請によらずに登録銘柄の登録を取り消す基準は、次の各号に該当したときとする。
1 } } (現行どおり)	1 } } (省 略)
2	2
3 削 除	3 申請会員が皆無となったとき
4 削 除	4 申請会員が 1 社となった場合において、その後 6 か月以内に 2 社以上とならなかったとき
5 削 除	5 代表申請会員が皆無となったとき
6 } } (現行どおり)	6 } } (省 略)
23	23
(再建計画等の審査に係る申請)	(再建計画等の審査に係る申請)
第 11 条の 2 本協会は、前条第 2 項第 11 号に定める本協会が適当と認める再建計画であるかどうか及び登録銘柄の時価総額の審査は、当該登録銘柄の発行会社からの申請に基づき行うものとする。	第 11 条の 2 本協会は、前条第 2 項第 11 号に定める本協会が適当と認める再建計画であるかどうか及び登録銘柄の時価総額の審査は、当該登録銘柄のすべての申請会員からの連名による申請に基づき行うものとする。
(登録取消し等)	(登録取消し等)
第 12 条 本協会は、前条の規定に基づき登録銘柄の登録を取り消すときは、当該登録銘柄について登録原簿に記載されている事項を抹消するものとする。	第 12 条 本協会は、前条の規定に基づき登録銘柄の登録を取り消すときは、当該登録銘柄について登録原簿に記載されている事項を抹消するものとする。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 本協会は、当該登録銘柄について登録を取り消したときは、その旨を当該登録銘柄の発行会社に通知するとともに公表するものとする。	3 本協会は、当該登録銘柄について登録を取り消したときは、その旨を当該登録銘柄の申請会員及び当該発行会社に通知するとともに公表するものとする。
(申請会員の変更及び辞退)	(申請会員の変更及び辞退)
第 14 条 削 除	第 14 条 会員は、新たに申請会員になろうとするときは、当該登録銘柄の申請会員との連名により、発行会社の同意書及び自社の念書を添付して所定の届出書を本協会に提出しなければならない。
	2 申請会員は、他の会員と申請会員を交替しようとするときは、新旧両申請会員の連名により、発行会社の同意書及び新申請会員の念書を添付して所定の届出書を本協会に提出し、義務を明らかにしなければならない。この場合において、当該申請会員の交替は、当該届出書及び添付書類の受理の時点をもって行われるものとする。
	3 代表申請会員の交替については、前項に準じて行うものとする。
	4 申請会員は、当該登録銘柄が登録された日から 1 年(代表申請会員にあっては、2 年)を経過した後でなければ、所定の届出書を提出して申請会員又は代表申請会員を辞退することができない。ただし、特別の事由により本協会の承認を受けた場合は、この限りでない。
(店頭管理銘柄の登録の申請)	(店頭管理銘柄の登録の申請)
第 15 条 登録銘柄としての登録の取消し(第 11 条第 2 項第 19 号の場合を除く。)が公表されている当該銘柄の発行会社は、当該発行会社の発行した株券を一定の期間、店頭管理銘柄として本協会に登録しようとする場合は、所定の申請書を本協会に提出しなければならない。	第 15 条 登録銘柄としての登録の取消し(第 11 条第 2 項第 19 号の場合を除く。)が公表されている当該銘柄の発行会社の発行した株券を一定の期間、店頭管理銘柄として本協会に登録しようとする会員(以下「管理銘柄申請会員」という。)は、2 社以上の連名により、当該銘柄の発行会社の同意書を添付して所定の申請書を本協会に提出しなければならない。ただし、第 11 条第 2 項第 10 号、第 11 号又は第 12 号の規定により、登録銘柄としての登録の取消しが公表されている

新	旧
<p>(店頭管理銘柄の登録等) 第 17 条 本協会は、第 15 条の規定により登録申請があった場合において、当該株券が前条の基準に適合するときは、当該株券について、売買規則第 50 条に規定する売買価格等の公表を開始する日に、店頭管理銘柄として本協会に備える登録原簿に登録するものとする。</p> <p>2 (現行どおり) 3 第 8 条第 5 項から第 7 項までの規定は、店頭管理銘柄の登録に関する事項について準用する。</p> <p>(削 除)</p>	<p>当該銘柄の発行会社の発行した株券については、この限りでない。</p> <p>(店頭管理銘柄の登録等) 第 17 条 本協会は、第 15 条の規定により登録申請があった場合において、当該株券が前条の基準に適合するときは、当該株券について、売買規則第 50 条に規定する売買価格等の公表を開始する日に、店頭管理銘柄として本協会に備える登録原簿に登録するものとする。</p> <p>2 (省 略) 3 第 8 条第 5 項から第 7 項までの規定は、店頭管理銘柄の登録に関する事項について準用する。この場合において、「申請会員」とあるのは「管理銘柄申請会員」と読み替えるものとする。</p> <p>(代表管理銘柄申請会員) 第 17 条の 2 前条第 1 項の規定により登録する店頭管理銘柄の管理銘柄申請会員は、管理銘柄申請会員を代表する会員(以下「代表管理銘柄申請会員」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 前条第 2 項の規定により登録する店頭管理銘柄の代表管理銘柄申請会員は、本協会が当該銘柄について登録銘柄としての登録を取消す前における代表申請会員とし、また、管理銘柄申請会員は、本協会が当該銘柄について登録銘柄としての登録を取消す前における申請会員とする。</p>
<p>(店頭管理銘柄の変更及び追加登録) 第 19 条 第 10 条の規定は、店頭管理銘柄の変更及び追加登録について準用する。この場合において、「登録銘柄」とあるのは「店頭管理銘柄」と読み替えるものとする。</p>	<p>(店頭管理銘柄の変更及び追加登録) 第 19 条 第 10 条の規定は、店頭管理銘柄の変更及び追加登録について準用する。この場合において、「申請会員」とあるのは「管理銘柄申請会員」と、「登録銘柄」とあるのは「店頭管理銘柄」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(店頭管理銘柄の登録取消基準等) 第 20 条 削 除</p> <p>2 本協会は、店頭管理銘柄が次の各号の一に該当したときは、当該店頭管理銘柄の登録を取り消すものとする。</p> <p>1 (現行どおり) 2 削 除 3 { } (現行どおり) 5</p>	<p>(店頭管理銘柄の登録取消基準等) 第 20 条 本協会は、店頭管理銘柄について、すべての管理銘柄申請会員からの連名による登録取消しの申請があったときは、当該店頭管理銘柄の登録取消しを行うことができる。</p> <p>2 本協会は、店頭管理銘柄が次の各号の一に該当したときは、前項の申請によらず当該店頭管理銘柄の登録を取り消すものとする。</p> <p>1 (省 略) 2 管理銘柄申請会員が皆無となったとき 3 { } (省 略) 5</p>
<p>(店頭管理銘柄の登録取消し等) 第 21 条 第 12 条の規定は、店頭管理銘柄の登録の取消しに関する事項について準用する。この場合において、「登録銘柄」とあるのは「店頭管理銘柄」と読み替えるものとする。</p>	<p>(店頭管理銘柄の登録取消し等) 第 21 条 第 12 条の規定は、店頭管理銘柄の登録の取消しに関する事項について準用する。この場合において、「登録銘柄」とあるのは「店頭管理銘柄」と、「申請会員」とあるのは「管理銘柄申請会員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(管理銘柄申請会員の辞退の制限及び交替) 第 22 条 削 除</p>	<p>(管理銘柄申請会員の辞退の制限及び交替) 第 22 条 店頭管理銘柄の申請会員は、第 18 条に規定する登録期間中は申請会員を辞退することができない。ただし、特別の事由により本協会の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、管理銘柄申請会員の交替について準用する。この場合において、「申請会員」とあるのは「管理銘柄申請会員」と、「代表申請会員」とあるのは「代表管理銘柄申請会員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録の申請) 第 23 条 登録銘柄又は店頭管理銘柄の発行会社の発行する</p>	<p>(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録の申請) 第 23 条 登録銘柄又は店頭管理銘柄の発行会社の発行する</p>

新	旧
<p>転換社債型新株予約権付社債券を本協会に店頭転換社債型新株予約権付社債として登録しようとする<u>当該転換社債型新株予約権付社債券の発行会社は、確約書及び細則に定める書類を添付して所定の申請書を本協会に提出しなければならない。</u></p>	<p>転換社債型新株予約権付社債券を本協会に店頭転換社債型新株予約権付社債として登録しようとする申請会員（以下「<u>転社申請会員</u>」という。）は、<u>2社以上の連名により、当該転換社債型新株予約権付社債券の発行会社の確約書及び細則に定める書類を添付して所定の申請書を本協会に提出しなければならない。ただし、転社申請会員のうち、少なくとも2社は当該転換社債型新株予約権付社債券の発行会社である登録銘柄又は店頭管理銘柄の申請会員でなければならない。</u></p>
<p>2 次条第3項第3号（登録銘柄の発行会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第6号（登録銘柄の発行会社の新設分割に係る部分に限る。）に該当する転換社債型新株予約権付社債券を本協会に店頭転換社債型新株予約権付社債として登録しようとする場合には、その発行会社の設立前においても、同項第3号又は第6号に規定する新設合併又は新設分割に係る登録銘柄の発行会社の株主総会の決議後に限り、その登録を申請することができる。</p>	<p>2 次条第3項第3号（登録銘柄の発行会社の新設合併に係る部分に限る。）又は第6号（登録銘柄の発行会社の新設分割に係る部分に限る。）に該当する転換社債型新株予約権付社債券を本協会に店頭転換社債型新株予約権付社債として登録しようとする場合には、その発行会社の設立前においても、同項第3号又は第6号に規定する新設合併又は新設分割に係る登録銘柄の発行会社の株主総会の決議後に限り、その登録を申請することができる。<u>この場合における転社申請会員は、少なくとも2社は当該転換社債型新株予約権付社債券の発行会社である登録銘柄の申請会員でなければならない。</u></p>
<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の登録等）</p>	<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の登録等）</p>
<p>第25条 本協会は、第23条の規定により登録申請があった場合において、当該転換社債型新株予約権付社債券が前条の基準に適合し、かつ、登録申請書及び添付書類が適正に記載されていると認めるときは、当該転換社債型新株予約権付社債券について、売買規則第50条に規定する売買価格等の公表を開始する日に、店頭転換社債型新株予約権付社債として本協会に備える登録原簿に登録するものとする。</p>	<p>第25条 本協会は、第23条の規定により登録申請があった場合において、当該転換社債型新株予約権付社債券が前条の基準に適合し、かつ、登録申請書及び添付書類が適正に記載されていると認めるときは、当該転換社債型新株予約権付社債券について、売買規則第50条に規定する売買価格等の公表を開始する日に、店頭転換社債型新株予約権付社債として本協会に備える登録原簿に登録するものとする。</p>
<p>2 （現行どおり）</p>	<p>2 （省略）</p>
<p>3 第8条第6項及び第7項の規定は、店頭転換社債型新株予約権付社債の登録に関する事項について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第8条第6項及び第7項の規定は、店頭転換社債型新株予約権付社債の登録に関する事項について準用する。この場合において、「株券」とあるのは「<u>店頭転換社債型新株予約権付社債券</u>」と、「申請会員」とあるのは「<u>転社申請会員</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>（代表転社申請会員）</p>	<p>（代表転社申請会員）</p>
<p>第25条の2 削除</p>	<p>第25条の2 転社申請会員は、転社申請会員を代表する会員（以下「<u>代表転社申請会員</u>」という。）を定めなければならない。</p>
<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の登録料及び登録管理料）</p>	<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の登録料及び登録管理料）</p>
<p>第25条の3 <u>店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社は、細則に定めるところにより登録料及び登録管理料を第33条第3項に規定する方法により支払わなければならない。</u></p>	<p>第25条の3 <u>代表転社申請会員は、細則に定めるところにより店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社から登録料及び登録管理料を徴収し、第32条第3項に規定する方法により支払わなければならない。</u></p>
<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の変更登録等）</p>	<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の変更登録等）</p>
<p>第26条 <u>店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社は、当該店頭転換社債型新株予約権付社債について第25条第2項に規定する記載事項に変更があるときは、所定の申請書を遅滞なく本協会に提出しなければならない。</u></p>	<p>第26条 <u>転社申請会員は、店頭転換社債型新株予約権付社債について第25条第2項に規定する記載事項に変更があるときは、すべての申請会員の連名により、当該銘柄の発行会社の同意書を添付して所定の申請書を遅滞なく本協会に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 } （現行どおり）</p>	<p>2 } （省略）</p>
<p>3 }</p>	<p>3 }</p>
<p>4 本協会は、当該銘柄の変更登録を行ったときは、その旨を<u>当該銘柄の発行会社</u>に通知するとともに公表するものとする。</p>	<p>4 本協会は、当該銘柄の変更登録を行ったときは、その旨を<u>当該銘柄の転社申請会員及び当該発行会社</u>に通知するとともに公表するものとする。</p>
<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消基準）</p>	<p>（店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消基準）</p>
<p>第27条 本協会は、店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該発行会社が発行する店頭転換社債型新株予約権付社債の全銘柄の登録を取り消すものとする。</p>	<p>第27条 本協会は、店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該発行会社が発行する店頭転換社債型新株予約権付社債の全銘柄の登録を取り消すものとする。</p>
<p>1 店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社の発行する株券が第11条第2項（第19号を除く。）又は第3項のいずれかの規定に該当したことにより、登録銘柄としての</p>	<p>1 店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社の発行する株券が第11条第1項、第2項（第19号を除く。）又は第3項のいずれかの規定に該当したことにより、登録銘柄</p>

新	旧
<p>登録を取り消され、かつ、第 17 条の規定により店頭管理銘柄として登録されなかったとき</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2 削 除</p> <p>3 本協会は、店頭転換社債型新株予約権付社債券が次の各号の一に該当したときは、店頭転換社債型新株予約権付社債としての登録を取り消すものとする。</p> <p>1 { } (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>6 削 除</p> <p>7 削 除</p> <p>8 { } (現行どおり)</p> <p>9</p>	<p>としての登録を取り消され、かつ、第 17 条の規定により店頭管理銘柄として登録されなかったとき</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2 本協会は、店頭転換社債型新株予約権付社債について、すべての転社申請会員からの連名による登録取消しの申請があったときは、当該店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消しを行うことができる。</p> <p>3 本協会は、前項に掲げる場合のほか、当該銘柄が次の各号の一に該当したときは、前項の申請によらず店頭転換社債型新株予約権付社債としての登録を取り消すものとする。</p> <p>1 { } (省 略)</p> <p>5</p> <p>6 転社申請会員が 1 社となり、その後 6 か月以内に 2 社以上とならなかったとき</p> <p>7 転社申請会員が皆無となったとき</p> <p>8 { } (省 略)</p> <p>9</p>
<p>(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消し等)</p> <p>第 28 条 第 12 条の規定は、店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消しに関する事項について準用する。この場合において、「登録銘柄」とあるのは「店頭転換社債型新株予約権付社債」と読み替えるものとする。</p>	<p>(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消し等)</p> <p>第 28 条 第 12 条の規定は、店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消しに関する事項について準用する。この場合において、「登録銘柄」とあるのは「店頭転換社債型新株予約権付社債」と、「申請会員」とあるのは「転社申請会員」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(転社申請会員の变更及び辞退)</p> <p>第 29 条 削 除</p>	<p>(転社申請会員の变更及び辞退)</p> <p>第 29 条 第 14 条の規定は、転社申請会員の变更及び辞退について準用する。この場合において、「申請会員」とあるのは「転社申請会員」と、「代表申請会員」とあるのは「代表転社申請会員」と、「登録銘柄」とあるのは「店頭転換社債型新株予約権付社債」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(不適当な合併等に係る手続き)</p> <p>第 29 条の 6 本協会は、前条第 1 項に規定する登録銘柄として適当であるかどうかの手続きについては、当該登録銘柄の発行会社からの申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて行うものとする。</p>	<p>(不適当な合併等に係る手続き)</p> <p>第 29 条の 6 本協会は、前条第 1 項に規定する登録銘柄として適当であるかどうかの手続きについては、登録銘柄のすべての申請会員からの連名による申請に基づき行うものとする。この場合において、当該申請は、第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて行うものとする。</p>
<p>(市場運営業務の委託)</p> <p>第 33 条 本協会は、第 2 章から第 4 章まで及び前条の規定に基づき行う業務並びにこれらに附帯する業務について、市場運営会社に委託することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 登録銘柄の発行会社又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社は、本協会が第 1 項の規定に基づき市場運営会社に業務委託を行っている場合には、第 9 条及び第 25 条の 3 に規定する登録料及び登録管理料を市場運営会社に支払わなければならない。ただし、市場運営会社との間で業務委託契約を終了させた場合には、本協会に支払わなければならない。</p> <p>4 登録銘柄の発行会社又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社は、前項に定める登録料及び登録管理料を支払う際には、当該登録料及び登録管理料の額に応じた消費税(地方消費税を含む。)に相当する額を加算して支払うものとする。</p>	<p>(市場運営業務の委託)</p> <p>第 33 条 本協会は、第 2 章から第 4 章まで及び前条の規定に基づき行う業務並びにこれらに附帯する業務について、市場運営会社に委託することができる。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 会員は、本協会が第 1 項の規定に基づき市場運営会社に業務委託を行っている場合には、第 9 条及び第 25 条の 3 に規定する登録料及び登録管理料を市場運営会社に支払わなければならない。ただし、市場運営会社との間で業務委託契約を終了させた場合には、本協会に支払わなければならない。</p> <p>4 会員は、前項に定める登録料及び登録管理料を支払う際には、当該登録料及び登録管理料の額に応じた消費税(地方消費税を含む。)に相当する額を加算して支払うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この改正は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2. 改正後の規定は、施行の日以後に株券の登録を申請する会社から適用し、施行前に株券の登録を申請した会社については、なお従前の例による。</p>	

新	旧
3. 前項の規定にかかわらず、平成16年8月1日から平成16年8月31日までに株券の登録を申請した会社については、なお従前の例によることができる。	

『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』に関する細則の一部改正について

平成16年7月6日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(登録申請書の添付書類) 第2条 規則第3条第1項に規定する宣誓書及び確約書の記載事項は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 登録申請会社は、宣誓書において、登録申請会社が作成する書類に関して、次に掲げる事項を本協会に宣誓するものとする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(2) }</p> <p><u>(3) 申請後登録日までの間において、業績の推移、関係法令及び本協会の規則等に照らし、何らかの異常が認められた場合には遅滞なく本協会に報告すること</u></p> <p>2 登録申請会社は、確約書において、次に掲げる事項を本協会に確約するものとする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(2) <u>本協会が行う要請に従うこと</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 開示規則第5条の規定に基づき開示しなければならない会社情報に関し、<u>本協会に緊密に連絡すること</u></p> <p>(6) } (現行どおり)</p> <p>(7) 第三者割当増資等に関する細則の規定に基づく確約の履行の状況を常に把握し、当該状況について本協会から照会があった場合は、速やかに回答すること</p> <p>(8) } (現行どおり)</p> <p>2 規則第3条第1項に規定する書類は、規則第5条第1項の規定に適合するものとして登録しようとする場合にあっては別表1-1に掲げるものとし、その記載要領は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 <u>1(7)に掲げる登録申請のための有価証券報告書は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大令第五号)(以下「開示府令」という。)第8条第2項に規定する第二号の四様式(第一部証券情報を除く。)に準じて、直前事業年度に関して作成し、最近2事業年度に係る監査報告書(証券取引法第193条の2の規定に準じて公認会計士又は監査法人が監査したものを用い。以下、監査報告書及び中間監査報告書について同じ。)及び中間監査報告書を添付する場合における当該中間監査報告書を添付するものとする。なお、証券取引法第5条第3項に該当する会社においては、組込方式により作成することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>1(8)及び1(14)に掲げる登録申請のための半期報告書は、直前事業年度を構成する中間連結会計期間又は中間会計期間(1(14)にあっては直前の中間連結会計期間又は中間会計期間)に関し、開示府令第18条に規定する第五号様式に準じて作成するものとし、それぞれ当該期間に係る中間監査報告書を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>1(9)及び1(15)に掲げる監査報告書又は中間監査報告書の監査に関する監査概要書及び中間監査概要書は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大令第12号)第5条に準じて、本協会会長宛作成するものとする。なお、当該監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社</u></p>	<p>(登録申請書の添付書類) 第2条 規則第3条第1項に規定する宣誓書及び確約書の記載事項は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 登録申請会社は、宣誓書において、登録申請会社が作成する書類に関して、次に掲げる事項を本協会に宣誓するものとする。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(2) }</p> <p>(新 設)</p> <p>2 登録申請会社は、確約書において、次に掲げる事項を本協会に確約するものとする。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(2) <u>規則又は本協会の要請に基づき申請会員が行う要請に従うこと</u></p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 開示規則第5条の規定に基づき開示しなければならない会社情報に関し、<u>申請会員及び本協会に緊密に連絡すること</u></p> <p>(6) } (省 略)</p> <p>(7) 第三者割当増資等に関する細則の規定に基づく確約の履行の状況を常に把握し、当該状況について<u>申請会員</u>から照会があった場合は、速やかに回答すること</p> <p>(8) } (省 略)</p> <p>2 規則第3条第1項に規定する書類は、規則第5条第1項の規定に適合するものとして登録しようとする場合にあっては別表1-1に掲げるものとし、その記載要領は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 <u>1(6)に掲げる登録申請のための有価証券報告書は、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大令第五号)(以下「開示府令」という。)第8条第2項に規定する第二号の四様式(第一部証券情報については事業の概況等に関する特別記載事項以外の記載を除く。)に準じて、直前事業年度に関して作成し、最近2事業年度に係る監査報告書(証券取引法第193条の2の規定に準じて公認会計士又は監査法人が監査したものを用い。以下、監査報告書及び中間監査報告書について同じ。)及び中間監査報告書を添付する場合における当該中間監査報告書を添付するものとする。なお、証券取引法第5条第3項に該当する会社においては、組込方式により作成することができるものとする。</u></p> <p>2 <u>1(7)及び1(16)に掲げる登録申請のための半期報告書は、直前事業年度を構成する中間連結会計期間又は中間会計期間(1(16)にあっては直前の中間連結会計期間又は中間会計期間)に関し、開示府令第18条に規定する第五号様式に準じて作成するものとし、それぞれ当該期間に係る中間監査報告書を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>1(8)及び1(17)に掲げる監査報告書又は中間監査報告書の監査に関する監査概要書及び中間監査概要書は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大令第12号)第5条に準じて、本協会会長宛作成するものとする。なお、当該監査概要書には、会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社</u></p>

新	旧
<p>の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。</p> <p>4 削 除</p> <p>5 削 除</p> <p>6 1(12)に掲げる登録申請のための報告書は、登録申請の準備過程、会社の概要、今後の事業計画その他本協会が審査上必要と認める事項についての的確に記載されているものとする。</p> <p>7 1(29)に掲げる決算報告書は、商法第283条の規定に基づき定時総会に提出する書類とし、規則第3条に基づく申請前2年間に合併等（合併、営業の譲受及び営業の譲渡、株式交換及び株式移転、会社の分割、登録申請会社が他の会社の親会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。）に該当することとなった場合及び登録申請会社が他の会社の親会社に該当しないこととなった場合をいう。以下同じ。）を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p>8 1(30)に掲げる法人税確定申告書は、申請前2年間に修正申告を行っている場合又は更正通知を受けている場合は当該書類を含むものとし、規則第3条に基づく申請前2年間に合併等を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p>9 2(2)に掲げる公開計画書は、登録申請会社及び規則第7条に規定する公募増資等の引受会員が当該公募増資等の内容及び手続について記載し、登録申請後遅滞なく本協会に提出するものとし、記載内容に変更を生じた場合には、直ちに変更後の公開計画書を提出するものとする。なお、本協会が公開計画書を検討し、当該計画書の内容を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、登録申請会社及び引受会員は、その内容を改善し、かつ、改善後の公開計画書を提出するものとする。</p> <p>10 3(12)に掲げる登録申請のための半期報告書、登録のための半期報告書又は半期報告書の写しについては、直前事業年度末から9か月以内に、直前の中間連結会計期間に関する登録申請のための半期報告書（提出日が登録日以降となる場合は登録のための半期報告書）を開示府令第18条に規定する第五号様式に準じて作成するものとし、当該期間に係る中間監査報告書を添付するものとする。ただし、証券取引法第24条の5の規定に基づき当該中間連結会計期間に係る半期報告書を金融庁長官、財務（支）局長に提出した場合は、半期報告書の写しとする。</p> <p>3 規則第3条第1項に規定する書類は、規則第5条第2項第1号の規定に該当するものとして登録しようとする場合にあっては別表1-2に掲げるものとし、同表中8に掲げる売買状況を記載した書面は、規則第11条の規定による登録取消の後直前事業年度末日までの間における売買状況を記載した書面とする。</p> <p>4 規則第3条第1項に規定する書類は、規則第5条第2項第</p>	<p>の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。</p> <p>4 申請会員は、1(11)に掲げる申請会員の念書において、次に掲げる事項を確約するものとする。</p> <p>(1) 登録申請するに当たり、登録申請会社の事業内容、業績等について十分な調査を行なった結果、登録銘柄として適当であると認めたい旨</p> <p>(2) 代表申請会員となる会員は、常に登録申請会社と緊密な連絡体制を確保し、当該登録申請会社に対し関係法令及び本協会の規則等の遵守、会社情報の適時・適切な開示の励行について指導に努める旨</p> <p>(3) 申請会員は、第三者割当増資等に関する細則の規定に基づく確約の履行の状況を、随時登録申請会社に確認し、協会から当該状況について照会があった場合は、速やかに回答すること</p> <p>5 申請会員は、1(13)に掲げる審査報告書において、規則第4条に規定する審査の過程で申請会員が把握した問題点及び登録申請会社が行った当該問題点に係る改善の経緯についての的確に記載するものとする。</p> <p>6 1(14)に掲げる登録申請のための報告書は、登録申請の準備過程、会社の概要、今後の事業計画その他申請会員が審査上必要と認める事項についての的確に記載されているものとする。</p> <p>7 1(31)に掲げる決算報告書は、商法第283条の規定に基づき定時総会に提出する書類とし、規則第3条に基づく申請前2年間に合併等（合併、営業の譲受及び営業の譲渡、株式交換及び株式移転、会社の分割、登録申請会社が他の会社の親会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する親会社をいう。）に該当することとなった場合及び登録申請会社が他の会社の親会社に該当しないこととなった場合をいう。以下同じ。）を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p>8 1(32)に掲げる法人税確定申告書は、申請前2年間に修正申告を行っている場合又は更正通知を受けている場合は当該書類を含むものとし、規則第3条に基づく申請前2年間に合併等を行っている場合は全ての当事会社に係るものとする。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>9 3(14)に掲げる登録申請のための半期報告書、登録のための半期報告書又は半期報告書の写しについては、直前事業年度末から9か月以内に、直前の中間連結会計期間に関する登録申請のための半期報告書（提出日が登録日以降となる場合は登録のための半期報告書）を開示府令第18条に規定する第五号様式に準じて作成するものとし、当該期間に係る中間監査報告書を添付するものとする。ただし、証券取引法第24条の5の規定に基づき当該中間連結会計期間に係る半期報告書を金融庁長官、財務（支）局長に提出した場合は、半期報告書の写しとする。</p> <p>3 規則第3条第1項に規定する書類は、規則第5条第2項第1号の規定に該当するものとして登録しようとする場合にあっては別表1-2に掲げるものとし、同表中5に掲げる売買状況を記載した書面は、規則第11条の規定による登録取消の後直前事業年度末日までの間における売買状況を記載した書面とする。</p> <p>4 規則第3条第1項に規定する書類は、規則第5条第2項第</p>

新	旧
<p>2号から第4号の規定に該当するものとして登録しようとする場合にあっては別表1-3に掲げるものとし、その記載要領は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 7に掲げる登録申請のための有価証券報告書は、第2項第1号の規定に準じて作成するものとする。ただし、連結財務諸表等に係る記載は要しない。</p> <p>2 削除</p> <p>3 10に掲げる登録申請のための半期報告書は、直前の中間連結会計期間に関し、開示府令第18条に規定する第五号様式に準じて作成するものとし、当該期間に係る中間監査報告書を添付するものとする。</p> <p>4 3に掲げる登録申請のための半期報告書、登録のための半期報告書又は半期報告書の写しは、第2項第10号の規定に準じて作成するものとする。</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>(登録申請に関する特例) 第2条の2 登録申請会社は、規則第5条第2項第3号の規定に適合するものとして登録しようとする場合であって登録日を株式交換又は株式移転の日とするときは、当該株式交換又は株式移転に係る株主総会(株主総会の承認を得ないこととする場合にあっては、取締役会決議)以降速やかに登録申請することとする。</p> <p>2 登録申請会社は、登録銘柄の発行会社又は証取法第2条第15項に規定する取引所有価証券市場の上場株券の発行会社が行う人的分割によりその営業を承継する会社(当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。)であって登録日を分割期日とするときは、分割当事会社が行う当該分割に係る株主総会(株主総会の承認を得ないこととする場合にあっては、取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))以降速やかに登録申請することとする。</p> <p>(登録申請の不受理) 第2条の3 本協会は、登録申請会社(規則第5条第2項第2号から第4号の規定の適用を受ける登録申請会社を除く。)が次の各号に該当する場合には、登録申請を受け付けないものとする。</p> <p>1 登録申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割(登録申請会社とその子会社又は登録申請会社の子会社間の分割を除く。)、子会社化若しくは非子会社化若しくは営業若しくは事業の譲受け若しくは譲渡(登録申請会社とその子会社又は登録申請会社の子会社間の営業又は事業の譲受け又は譲渡を除く。)を行った場合又は登録申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合(合併、分割並びに営業又は事業の譲受け及び譲渡については、登録申請会社の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。)であつて、登録申請会社(登録申請日前に行われた行為にあつては、当該行為を行う前の登録申請会社)が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本協会が認めたととき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が登録銘柄の発行会社から営業を承継する人的分割(承継する営業が登録申請会社の主要な営業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>2 登録申請会社が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を登録申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合であつて、登録申請会社が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本協会が認めたととき。</p> <p>3 第三者割当増資等に関する細則に適合しない第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動を行っている場合。</p>	<p>2号及び第3号の規定に該当するものとして登録しようとする場合にあっては別表1-3に掲げるものとし、その記載要領は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 1(5)に掲げる登録申請のための有価証券報告書は、第2項第1号の規定に準じて作成するものとする。ただし、連結財務諸表等に係る記載は要しない。</p> <p>2 1(8)に掲げる申請会員の念書は、第2項第4号の規定に準じて作成するものとする。</p> <p>3 1(9)に掲げる登録申請のための半期報告書は、直前の中間連結会計期間に関し、開示府令第18条に規定する第五号様式に準じて作成するものとし、当該期間に係る中間監査報告書を添付するものとする。</p> <p>4 3に掲げる登録申請のための半期報告書、登録のための半期報告書又は半期報告書の写しは、第2項第9号の規定に準じて作成するものとする。</p> <p>5 (省 略)</p> <p>(登録申請に関する特例) 第2条の2 会員は、登録申請会社が規則第5条第2項第3号の規定に適合するものとして登録しようとする場合であつて登録日を株式交換又は株式移転の日とするときは、当該株式交換又は株式移転に係る株主総会(株主総会の承認を得ないこととする場合にあっては、取締役会決議)以降速やかに申請することとする。</p> <p>2 会員は、登録申請会社が登録銘柄の発行会社又は証取法第2条第15項に規定する取引所有価証券市場の上場株券の発行会社が行う人的分割によりその営業を承継する会社(当該登録申請会社の主たる営業が承継されるものに限る。)であつて登録日を分割期日とするときは、分割当事会社が行う当該分割に係る株主総会(株主総会の承認を得ないこととする場合にあっては、取締役会決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))以降速やかに申請することとする。</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(登録審査の取扱い)</p> <p>第3条 規則第4条第1項に規定する登録申請会社の企業グループの審査について必要な事項として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 規則第4条第1項に規定する「資本下位会社等」とは、<u>人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、登録申請会社が他の会社(会社以外の法人を含む。以下この号において同じ。))を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)</u>及び<u>資本的關係会社(登録申請会社(その特別利害関係者を含む。))が他の会社の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に保有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。))が登録申請会社の総株主の議決権の100分の20以上を実質的に保有している場合における当該他の会社をいう。)</u>のうち、登録申請会社が実質的に支配又は保有している他の会社をいうものとする。</p> <p>2 規則第4条第1項各号に掲げる事項の審査は、登録申請書類(規則第3条第1項の規定に基づき登録申請会社が提出する書類をいう。以下同じ。)<u>及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</u></p> <p>イ 規則第4条第1項第1号関係</p> <p>(イ) <u>登録申請会社の企業グループの損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、当該企業グループの経営活動、営業活動及び事業活動並びに投資活動及び財務活動をいう。以下この号及び次号において同じ。)</u>が健全に継続される状況にあると認められるときであって、次のa又はbに該当するときは、当該損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</p> <p>a <u>登録申請会社の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる見込みのあること。</u></p> <p>b <u>登録申請会社の企業グループの損益又は収支が悪化している場合又は良好でない場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復又は改善が見込まれること。</u></p> <p>(ロ) <u>登録申請会社及びその資本下位会社等の仕入れ、生産、販売その他の経営活動が、取引先との取引実績、製商品の需要動向その他の事業の遂行に関する状況に照らして、安定的かつ継続的に遂行することができる状況にあること。この場合において、資本下位会社等に係る状況の検討については、登録申請会社の企業グループに及ぼす影響の重要性を考慮して行うものとする(以下この号において同じ。)</u></p> <p>(ハ) <u>登録申請会社及びその資本下位会社等の資産の保全及び経営活動の効率性を確保するため、経営管理組織(社内諸規則を含む。))が適切に整備、運用されている状況にあること。</u></p> <p>(ニ) <u>登録申請会社及びその資本下位会社等の従業員の異動又は出向者の受入れ等の状況が、事業の安定的な遂行に必要な人員が確保されない状況にあるなど、継続的な経営活動を阻害するものでないこと。</u></p> <p>ロ 規則第4条第1項第2号関係</p> <p>(イ) <u>登録申請会社及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社又は資本的關係会社その他の特定の者に対し、取引行為(間接的な取引行為及び無償の役務の提供を含む。以下この号において同じ。))その他の経営活動を通じて不当に利益を供与していない又は当該特別利害関係者、人的関係会社又は資本的關係会社その他の特定の者から不当に利益を受けていないこと。</u></p> <p>(ロ) <u>登録申請会社の役員の相互の親族関係、その構成又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該登録</u></p>	<p>(登録審査の取扱い)</p> <p>第3条 規則第4条第1項第3号(1)に規定する登録申請のための有価証券報告書の記載内容の審査について必要な事項として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>1 事業の概況等に関する特別記載事項その他投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</p> <p>2 登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動の状況</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>申請会社の役員としての公正、忠実かつ十分な業務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと。この場合において、次の a から d までのいずれかに該当する場合は、当該状況が損なわれているとみなすものとする。</p> <p>a 常勤の役員が、資本下位にある会社以外の会社の職務(非常勤を除く。)を兼ねているとき</p> <p>b 管理部門に専任の役員が配置されていないとき</p> <p>c 監査役が 2 名以上でないとき又は常勤監査役が不在であるとき(委員会等設置会社である場合を除く。)</p> <p>d 取締役又は執行役の配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役又は商法特例法第 21 条の 8 第 7 項に規定する監査委員に就任しているとき</p> <p>八 規則第 4 条第 1 項第 3 号関係</p> <p>(イ) 登録申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、登録申請会社及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が分かりやすく記載されていること。</p> <p>(ロ) 登録申請会社及びその資本下位会社等の会計組織が、採用する会計処理の基準等に照らして、適切に整備、運用されている状況にあること。</p> <p>(ハ) 登録申請会社及びその資本下位会社等が、その特別利害関係者、人的関係会社若しくは資本的関係会社その他の特定の者との間の取引行為又は資本下位会社等の株式の所有割合の調整等により、登録申請会社の企業グループの実態の開示を歪めていないこと。</p> <p>(ニ) 登録申請会社が、会社情報の管理に係る社内規程に基づき経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を管理し、当該会社情報を適時、適切に開示することができる状況にあること。</p> <p>(ホ) 登録申請会社が、四半期財務・業績の概況を、適時、適切に開示することができる状況にあること。</p> <p>(ヘ) 登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動の状況及び株価算定の方法(別表 2 に掲げる方式を採用している場合には、その旨及びその方式を採用した経緯、これらの方式によらない場合には、具体的な株価算定の考え方及びその考え方を採用した事由)が「登録申請のための有価証券報告書」に具体的に記載されていること</p> <p>(削 る)</p>	<p>(新 設)</p> <p>2 申請会員は、前項第 2 号の審査に当たっては、次の各号に留意するものとする。</p> <p>1 第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動の状況に関する開示を行う十分な体制が確立されていること</p> <p>2 株価算定において、別表 2 に掲げる方式を採用している場合には、その旨及びその方式を採用した経緯、これらの方式によらない場合には、具体的な株価算定の考え方及びその考え方を採用した事由が開示されていること</p> <p>3 } (省 略)</p> <p>5 } (省 略)</p> <p>6 規則第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、会員は、登録申請会社が、会社の分割によりその営業を承継する会社である場合には、分割会社及び登録申請会社の連結財務諸表等及び中間連結財務諸表等について監査(連結財務情報等(連結財務諸表提出会社が連結財務諸表規則の規定に準じて作成した連結会社に係る財務計算に係る書類及び財務諸表提出会社が財務諸表等規則の規定に準じて作成した当該会社に係る財務計算に関する書類をいう。以下同じ。))を作成することとなる場合にあっては本協会が別に定める基準に基づく意見表明手続き)を行った(監査にあっては、行うこととなる場合を含む。)公認会計士又は監査法人と十分な連携をとる</p>
<p>2 } (現行どおり)</p>	
<p>4 } (削 る)</p>	

新	旧
<p>(登録基準の取扱い)</p> <p>第4条 規則第5条に規定する登録基準のうち、直前事業年度以前に係る適合状況は、登録申請会社が直前事業年度の末日以降において合併等を行っている場合には、特段の定めのあるものを除き、当該合併等が行われる前における当該登録申請会社の実質的な存続会社について適用する。</p> <p>2 規則第5条に規定する登録基準の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>1 { } (現行どおり)</p> <p>10</p> <p>11 時価総額</p> <p>イ 規則第6条に規定する公募増資等を行う場合 登録日における登録申請に係る株式の総数(自己株式を除く。)に公募増資等の見込み価格を乗じて得た額</p> <p>ロ 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合 登録日における登録申請に係る株式の総数(自己株式を除く。)に本協会が合理的と認める算定方法により計算された登録申請会社の登録申請に係る株券の評価額を乗じて得た額</p> <p>(入札による手続き)</p> <p>第7条 規則第7条第1項第2号に規定する入札による公募増資等に関しては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 入札事務の委任 幹事証券会社は、入札に係る事務を本協会に委任するものとする。この場合における事務の委任は、本協会が定める様式による入札の事務委任に関する契約書をもって行うこととする。</p> <p>2 入札株式数 幹事証券会社は、公募増資等に係る株式数の50パーセント以上の株式数を入札に付するものとする。</p> <p>3 入札の下限価格及び公表 登録申請会社及び幹事証券会社は、別表2の2に掲げる類似会社比準方式に基づいて算出した金額(同金額に入札申込価格の単位に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に85パーセントを乗じて得た金額を入札を行う場合の下限価格として決定し、下限価格並びに類似会社の社名及び当該会社を選定した理由等を公表するものとする。</p> <p>4 { } (現行どおり)</p> <p>8</p> <p>9 入札事務取扱手数料 幹事証券会社は、入札事務取扱手数料として1件当たり50万円を第18条に規定する方法により支払う。</p> <p>(公募増資等の実施に係る報告等)</p> <p>第8条 規則第7条に規定する株式の公募増資等の手続きに関し、引受会員は、公募増資等の実施状況を記載した公開実施報告書を当該公募増資等の申込期間終了後、遅滞なく本協会に提出するものとする。</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p>	<p>ものとする。</p> <p>(登録基準の取扱い)</p> <p>第4条 規則第5条に規定する登録基準のうち、直前事業年度以前に係る適合状況は、登録申請会社が直前事業年度の末日以降において合併等を行っている場合には、特段の定めのあるものを除き、当該合併等が行われる前における当該登録申請会社の実質的な存続会社について適用する。</p> <p>2 規則第5条に規定する登録基準の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>1 { } (省 略)</p> <p>10</p> <p>11 時価総額</p> <p>イ 規則第6条に規定する公募増資等を行う場合 登録日における登録申請に係る株式の総数(自己株式を除く。)に公募増資等の発行価格又は売出価格を乗じて得た額</p> <p>ロ 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合 登録日における登録申請に係る株式の総数(自己株式を除く。)に本協会が合理的と認める算定方法により計算された登録申請会社の登録申請に係る株券の評価額を乗じて得た額</p> <p>(入札による手続き)</p> <p>第7条 規則第7条第1項第2号に規定する入札による公募増資等に関しては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>1 入札事務の委任 申請会員は、入札に係る事務を本協会に委任するものとする。この場合における事務の委任は、本協会が定める様式による入札の事務委任に関する契約書をもって行うこととする。</p> <p>2 入札株式数 申請会員は、公募増資等に係る株式数の50パーセント以上の株式数を入札に付するものとする。</p> <p>3 入札の下限価格及び公表 登録申請会社及び申請会員は、別表2の2に掲げる類似会社比準方式に基づいて算出した金額(同金額に入札申込価格の単位に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に85パーセントを乗じて得た金額を入札を行う場合の下限価格として決定し、下限価格並びに類似会社の社名及び当該会社を選定した理由等を公表するものとする。</p> <p>4 { } (省 略)</p> <p>8</p> <p>9 入札事務取扱手数料 申請会員は、入札事務取扱手数料として1件当たり50万円を第18条に規定する方法により支払う。</p> <p>(公募増資等の実施に係る報告等)</p> <p>第8条 会員は、規則第7条に規定する株式の公募増資等の手続きに関し、次の各号に定めるところにより本協会に報告するものとする。</p> <p>1 公開予定書 代表申請会員は、有価証券届出書提出日までに本協会に公開予定書を提出する。</p> <p>2 公募増資等の実施報告書 代表申請会員は、公募増資等の実施状況を記載した所定の報告書を申込期間終了後、遅滞なく本協会に提出するものとする。ただし、入札を行っている場合において、落札結果により、規則第5条第1項第1号に規定する株主数以上であることが確認できる場合は、当該報告書の提出を省略することができる。</p> <p>3 公開実施報告書</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">新</p> <p>(登録料等の額等の取扱い) 第 9 条 規則第 9 条第 1 項に規定する登録銘柄の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 } } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 支払方法 <u>登録銘柄の発行会社は、登録料及び登録管理料を本協会が定める方法により前号に定める期日までに支払うものとする。なお、支払われた登録料及び登録管理料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。</u></p> <p>2 規則第 25 条の 3 に規定する店頭転換社債型新株予約権付社債の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 } } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 支払方法 <u>店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社は、登録料及び登録管理料を本協会が定める方法により前号に定める期日までに支払うものとする。なお、支払われた登録料及び登録管理料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。</u></p> <p>(登録取消しの取扱い) 第 12 条 規則第 11 条の規定により本協会が登録銘柄の登録を取り消す場合(同条第 2 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号の場合を除く。)には、<u>当該登録銘柄の発行会社は、所定の申請書を本協会に提出するものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 } } (現行どおり)</p> <p>9</p> <p>(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消しの取扱い) 第 16 条 <u>削 除</u></p> <p>2 } } (現行どおり)</p> <p>4</p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p>代表申請会員は、<u>公開実施報告書を作成し、登録日以後、速やかに本協会に提出するものとする。</u></p> <p>(登録料等の額等の取扱い) 第 9 条 規則第 9 条第 1 項に規定する登録銘柄の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 } } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 支払方法 <u>代表申請会員は、登録銘柄の発行会社から徴収した金額を本協会が定める方法により前号に定める期日までに支払うものとする。ただし、代表申請会員は、本協会に申出を行うことにより登録銘柄の発行会社に直接支払わせることができる。なお、支払われた登録料及び登録管理料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。</u></p> <p>2 規則第 25 条の 3 に規定する店頭転換社債型新株予約権付社債の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 } } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 支払方法 <u>代表転社申請会員は、店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社から徴収した金額を本協会が定める方法により前号に定める期日までに支払うものとする。ただし、代表転社申請会員は、本協会に申出を行うことにより店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社に直接支払わせることができる。なお、支払われた登録料及び登録管理料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。</u></p> <p>(登録取消しの取扱い) 第 12 条 規則第 11 条の規定により本協会が登録銘柄の登録を取り消す場合(同条第 2 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号の場合を除く。)には、<u>申請会員は当該発行会社の同意書を添付して所定の申請書を本協会に提出するものとする。ただし、本協会が必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 } } (省 略)</p> <p>9</p> <p>(店頭転換社債型新株予約権付社債の登録取消しの取扱い) 第 16 条 規則第 27 条第 2 項の規定により転社申請会員が店頭転換社債型新株予約権付社債の登録の取消しの申請をしようとするときは、<u>当該発行会社の同意書を添付して所定の申請書を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 } } (省 略)</p> <p>4</p>

新	旧
<p>別表 1 - 1 (登録申請の際の書類)</p> <p>1 登録申請日に提出を要する書類</p> <p>(1) } (現 行 ど お り)</p> <p>(3) (削 る)</p> <p>(4) <u>推薦書及びその参考資料(推薦に当たり留意した事項、主な指摘事項又は問題点並びに登録申請会社の対応について記載する書面をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(5) <u>申請の不受理等に関する報告書</u></p> <p>(6) } (現 行 ど お り)</p> <p>(8)</p> <p>(9) (7)及び(8)に添付する監査報告書及び中間監査報告書の監査に関する監査概要書及び中間監査概要書</p> <p>(10) <u>株券の見本(証券見本目録を含む)</u></p> <p>(11) (現 行 ど お り) (削 る) (削 る) (削 る)</p> <p>(12) 登録申請のための報告書</p> <p>(13) <u>会社案内その他登録申請会社の事業内容等について参考となるべき資料</u></p> <p>(14) (現 行 ど お り)</p> <p>(15) (14)に添付する中間監査報告書の監査に関する中間監査概要書</p> <p>(16) } (現 行 ど お り)</p> <p>(25)</p> <p>(26) <u>暴力団等反社会的勢力の関与がない旨の確認書</u></p> <p>(27) } (現 行 ど お り)</p> <p>(32)</p> <p>(33) <u>従業員持株会の規約及びその細則</u></p> <p>(34) <u>特別利害関係者の一覧表</u></p> <p>(35) (現 行 ど お り)</p> <p>2 規則第 8 条第 4 項に規定する公表までの間に提出を要する書類</p> <p>(削 る) (削 る)</p> <p>(1) <u>登録契約書</u></p> <p>(2) <u>公開計画書</u></p> <p>(3) (現 行 ど お り)</p> <p>(4) 規則第 6 条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(1(31)と同一の場合を除く。)</p>	<p>別表 1 - 1 (登録申請の際の書類)</p> <p>1 登録申請日に提出を要する書類</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>登録基準適合状況表</u> (新 設)</p> <p>(5) (新 設)</p> <p>(6) } (省 略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) (6)及び(7)に添付する監査報告書及び中間監査報告書の監査に関する監査概要書及び中間監査概要書</p> <p>(9) 株券の見本 (省 略)</p> <p>(10) (省 略)</p> <p>(11) <u>申請会員の念書</u></p> <p>(12) <u>申請会員が調査した登録申請会社の登録申請会社調査書</u></p> <p>(13) <u>申請会員が登録申請会社について審査した内容等を記載した審査報告書</u></p> <p>(14) <u>登録申請会社が申請会員に提出した登録申請のための報告書</u></p> <p>(15) <u>会社案内その他登録申請会社の紹介のために参考となるべき資料</u></p> <p>(16) (省 略)</p> <p>(17) (16)に添付する中間監査報告書の監査に関する中間監査概要書</p> <p>(18) } (省 略)</p> <p>(27)</p> <p>(28) <u>登録申請会社が、暴力団等反社会的勢力の関与がないことを約するために申請会員宛に提出した書面の写し</u></p> <p>(29) } (省 略)</p> <p>(34) (新 設) (新 設) (省 略)</p> <p>(35) (省 略)</p> <p>2 規則第 8 条第 4 項に規定する公表までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) <u>代表申請会員届出並びに同意書</u> (新 設)</p> <p>(2) <u>代表申請会員届出同意書</u> (新 設)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 規則第 6 条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(1(33)と同一の場合を除く。)</p>

新	旧
<p>3 登録までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(<u>1(31)</u>)又は2(4)と同一の場合を除く。)</p> <p>(4) } (現行どおり)</p> <p>(6) (削 る)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 株券の見本(証券見本目録を含む) (削 る)</p> <p>(10) } (現行どおり)</p> <p>(12)</p> <p>(13) <u>経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合(開示規則第5条第1項第1号口、第2号口及び第3号に規定する場合をいう。)</u>には、その報告書</p> <p>別表1-2 (規則第5条第2項第1号に規定する株券を登録する場合の登録申請の際の書類)</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>3</p> <p>4 推薦書及びその参考資料</p> <p>5 申請の不受理等に関する報告書</p> <p>6 登録契約書</p> <p>7 } (現行どおり)</p> <p>8</p> <p>9 <u>経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合(開示規則第5条第1項第1号口、第2号口及び第3号に規定する場合をいう。)</u>には、その報告書</p> <p>10 (現行どおり)</p> <p>別表1-3 (規則第5条第2項第2号から第4号に規定する株券を登録する場合の登録申請の際の書類)</p> <p>1 } (現行どおり)</p> <p>3</p> <p>4 推薦書及びその参考資料</p>	<p>3 登録までの間に提出を要する書類</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 規則第6条に規定する公募増資等を行わない場合にあつては、登録申請に係る株券の評価額及びその算定根拠を記載した書面(<u>1(33)</u>)又は2(4)と同一の場合を除く。)</p> <p>(4) } (省 略)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>公開予定書</u></p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(9) (省 略)</p> <p>(10) 株券の見本</p> <p>(11) <u>公募増資等の実施報告書</u></p> <p>(12) } (省 略)</p> <p>(14) (新 設)</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>3 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4 } (省 略)</p> <p>5 (新 設)</p> <p>6 (省 略)</p> <p>別表1-3 (規則第5条第2項第2号及び第3号に規定する株券を登録する場合の登録申請の際の書類)</p> <p>1 } (省 略)</p> <p>3 (新 設)</p>

新	旧
5 登録契約書	(新設)
6 } (現行どおり)	4 } (省略)
9 (削る)	7 } (省略)
10 } (現行どおり)	8 申請会員の念書
13 (削る)	9 } (省略)
(削る)	12 } (省略)
14 } (現行どおり)	13 代表申請会員届出並びに同意書
15	14 代表申請会員届出同意書
16 経営上重大な事実等の会社情報が生じた場合(開示規則第5条第1項第1号口、第2号口及び第3号に規定する場合をいう。)には、その報告書	15 } (省略)
17 (現行どおり)	16 (新設)
	17 (省略)

別表4 (店頭転換社債型新株予約権付社債登録申請書の添付書類)

添付書類	添付部数
1 店頭転換社債型新株予約権付社債消化状況に関する書類	1部
2 信託証書(写)	1
3 募集委託契約書(写)	1
4 引受並びに募集取扱契約書(写)	1
5 店頭転換社債型新株予約権付社債の本券の見本	各券種 1枚
6 登録契約書(店頭転換社債型新株予約権付社債券の発行会社が他の転換社債型新株予約権付社債券の登録を申請する場合には、要しない。)	1部
7 その他本協会が必要と認めた書類	1
(注)(1) 店頭転換社債型新株予約権付社債の消化状況に関する書類は、当該社債の引受会員及び発行会社との連名により作成すること	
(2) 信託証書、募集委託契約書及び引受並びに募集取扱契約書の写しは、原本証明付きとすること	
(3) 店頭管理銘柄の発行会社の発行する店頭転換社債型新株予約権付社債にあっては、2、5及び6とする。	

別表5 (公衆の縦覧に供する資料及び公衆の縦覧に供する期間)

1 登録申請に係るもの

別表4 (店頭転換社債型新株予約権付社債登録申請書の添付書類)

添付書類	添付部数
1 店頭転換社債型新株予約権付社債消化状況に関する書類	1部
2 信託証書(写)	1
3 募集委託契約書(写)	1
4 引受並びに募集取扱契約書(写)	1
5 店頭転換社債型新株予約権付社債の本券の見本	各券種 1枚
6 その他本協会が必要と認めた書類	1部
(注)(1) 店頭転換社債型新株予約権付社債の消化状況に関する書類は、転社申請会員及び発行会社との連名により作成すること	
(2) 信託証書、募集委託契約書及び引受並びに募集取扱契約書の写しは、原本証明付きとすること	
(3) 店頭管理銘柄の発行会社の発行する店頭転換社債型新株予約権付社債にあっては、2、5及び6とする。	

別表5 (公衆の縦覧に供する資料及び公衆の縦覧に供する期間)

1 登録申請に係るもの

新	旧
<p>(1) { } (現行どおり)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 会社案内その他登録申請会社の<u>事業内容等</u>について参考となるべき資料</p> <p>(6) { } (現行どおり)</p> <p>(7)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この改正は、平成16年8月1日から施行する。 2. 改正後の規定は、施行の日以後に株券の登録を申請する会社から適用し、施行前に株券の登録を申請した会社については、なお従前の例による。 3. 前項の規定にかかわらず、平成16年8月1日から平成16年8月31日までに株券の登録を申請した会社については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>(1) { } (省 略)</p> <p>(4)</p> <p>(5) 会社案内その他登録申請会社の<u>紹介のため</u>に参考となるべき資料</p> <p>(6) { } (省 略)</p> <p>(7)</p>

登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則の一部改正について

平成16年7月6日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(定義) 第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 { } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 登録申請会社 登録銘柄として登録されていない株式の発行会社(証券取引所(外国における証券取引所及び組織された店頭市場に相当するものを含む。))において上場又は売買されている株式の発行会社を除く。)で、<u>本協会に当該株券の登録申請をしようとする場合の当該会社をいう。</u></p> <p>4 { } (現行どおり)</p> <p>11</p> <p>(第三者割当増資等の規制) 第3条 本協会は、登録申請会社が登録申請日の直前決算期日の1年前の日の翌日から登録日の前日までの間(以下「制限期間」という。)に、登録申請会社と取得者(第三者割当増資等により株式等を取得した者をいう。以下同じ。)との間で、次の各号に掲げる事項について書面により確約を行っている第三者割当増資等以外の第三者割当増資等を行っている場合には、その登録を認めないこととする。</p> <p>1 { } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 登録申請会社は、取得者が取得した株式等の譲渡を第1号に定める期間に行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数(新株予約権及び新株予約権付社債にあっては新株予約権総数をいい、当該新株予約権の行使により取得することとなる株式数を含む。)、譲渡価格、譲渡の日並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が登録申請日前行われた場合には登録申請のときに、登録申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、<u>本協会に提出すること</u></p> <p>4 { } (現行どおり)</p> <p>5</p> <p>2 登録申請会社は、前項の規定による確約が行われている場合には、当該書面の写しを登録申請のための書類として本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 本協会は、登録申請会社が登録申請日の直前決算期日の2年前の日の翌日から登録日の前日までの間に第三者割当増資等を行っている場合において、当該第三者割当増資等の内容が「<u>店頭売買有価証券の登録等に関する規則</u>」に関する細則(以下「登録細則」という。)第2条第2項第1号に規定する登録申請のための有価証券報告書に記載されていないときには、その登録を認めないこととする。</p> <p>(継続的な所有に関する規制) 第4条 本協会は、制限期間に行われた第三者割当増資等の取得者が、前条第1項に規定する確約に基づく継続的な所有を行っていない場合には、本協会が正当な理由があるものとして認める次の各号の一に該当する場合であつて、かつ、継続的に所有していないことが適当であると認められるものを除き、その登録を認めないこととする。</p> <p>2 登録申請会社は、前項の規定により第三者割当増資等の取</p>	<p>(定義) 第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 { } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 登録申請会社 登録銘柄として登録されていない株式の発行会社(証券取引所(外国における証券取引所及び組織された店頭市場に相当するものを含む。))において上場又は売買されている株式の発行会社を除く。)で、<u>申請会員が本協会に登録申請をしようとする場合の当該会社をいう。</u></p> <p>4 { } (省 略)</p> <p>11</p> <p>(第三者割当増資等の規制) 第3条 本協会は、登録申請会社が登録申請日の直前決算期日の1年前の日の翌日から登録日の前日までの間(以下「制限期間」という。)に、登録申請会社と取得者(第三者割当増資等により株式等を取得した者をいう。以下同じ。)との間で、次の各号に掲げる事項について書面により確約を行っている第三者割当増資等以外の第三者割当増資等を行っている場合には、その登録を認めないこととする。</p> <p>1 { } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 登録申請会社は、取得者が取得した株式等の譲渡を第1号に定める期間に行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数(新株予約権及び新株予約権付社債にあっては新株予約権総数をいい、当該新株予約権の行使により取得することとなる株式数を含む。)、譲渡価格、譲渡の日並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が登録申請日前行われた場合には登録申請のときに、登録申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、<u>申請会員を經由して本協会に提出すること</u></p> <p>4 { } (省 略)</p> <p>5</p> <p>2 申請会員は、前項の規定による確約が行われている場合には、当該書面の写しを登録申請のための書類として本協会に提出しなければならない。</p> <p>3 本協会は、登録申請会社が登録申請日の直前決算期日の2年前の日の翌日から登録日の前日までの間に第三者割当増資等を行っている場合において、当該第三者割当増資等の内容が規則第4条第1項第3号(1)に規定する登録申請のための有価証券報告書に記載されていないときには、その登録を認めないこととする。</p> <p>(継続的な所有に関する規制) 第4条 本協会は、制限期間に行われた第三者割当増資等の取得者が、前条第1項に規定する確約に基づく継続的な所有を行っていない場合には、本協会が正当な理由があるものとして認める次の各号の一に該当する場合であつて、かつ、継続的に所有していないことが適当であると認められるものを除き、その登録を認めないこととする。</p> <p>2 登録申請会社は、前項の規定により第三者割当増資等の取</p>

新	旧
<p>得者が確約に定める期間内において、取得した株式等を継続的に所有していない場合には、必要な事項を記載した書面を次に掲げるときまでに本協会に提出するものとし、当該書面を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 5 条 本協会は、第 2 条第 10 号に規定するストックオプションについて、登録申請会社と当該ストックオプションの取得者が継続的な所有に関する覚書を締結していない場合には、その登録を認めないこととする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項第 3 号に規定する登録申請会社と当該特定株式の取得者との間で確約する事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1 { } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 登録申請会社は、取得者が取得した特定株式の譲渡を第 1 号に定める期間に行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、譲渡価格、譲渡の日並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が登録申請日前に行われた場合には登録申請のときに、登録申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、本協会に提出すること</p> <p>4 登録申請会社は、登録申請会社とストックオプションの取得者が第 1 項に規定する覚書の締結を行っている場合には、次の各号に掲げる書面の写しを登録申請のための書類として本協会に提出しなければならない。</p> <p>5 本協会は、登録申請会社がストックオプションの発行を行っている場合において、当該ストックオプションの発行の内容が登録規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する登録申請のための有価証券報告書に記載されていないときには、その登録を認めないこととする。</p> <p>(継続的な所有に関する規制)</p> <p>第 6 条 本協会は、前条第 1 項に規定するストックオプションについて、覚書の締結の日から登録日の前日までの間(その間にストックオプションの行使が行われている場合には、当該行使の行われた日までの間)において、相続(相続人により当該ストックオプションの継続的な所有の履行が確保されている場合に限る。)以外の理由により当該継続的な所有が行われていない場合には、当該ストックオプションが適正な手続きにより失効されており、かつ、当該ストックオプションの行使により株式が取得されていない場合を除き、その登録を認めないこととする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 登録申請会社は、前項の規定により取得者が確約に定める期間内において、取得した特定株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を次に掲げるときまでに本協会に提出するものとし、当該書面を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この改正は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。 2 . 改正後の規定は、施行の日以後に株券の登録を申請する会社から適用し、施行前に株券の登録を申請した会社については、なお従前の例による。 3 . 前項の規定にかかわらず、平成 1 6 年 8 月 1 日から平成 1 6 年 8 月 3 1 日までに株券の登録を申請した会社については、なお従前の例によることができる。</p>	<p>得者が確約に定める期間内において、取得した株式等を継続的に所有していない場合には、必要な事項を記載した書面を次に掲げるときまでに申請会員を経由して本協会に提出するものとし、当該書面を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>第 5 条 本協会は、第 2 条第 10 号に規定するストックオプションについて、登録申請会社と当該ストックオプションの取得者が継続的な所有に関する覚書を締結していない場合には、その登録を認めないこととする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項第 3 号に規定する登録申請会社と当該特定株式の取得者との間で確約する事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>1 { } (省 略)</p> <p>2</p> <p>3 登録申請会社は、取得者が取得した特定株式の譲渡を第 1 号に定める期間に行った場合には、当該譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所、株式数、譲渡価格、譲渡の日並びに理由その他必要な事項を記載した書面を、当該譲渡が登録申請日前に行われた場合には登録申請のときに、登録申請日以後に行われた場合には譲渡後直ちに、申請会員を経由して本協会に提出すること</p> <p>4 申請会員は、登録申請会社とストックオプションの取得者が第 1 項に規定する覚書の締結を行っている場合には、次の各号に掲げる書面の写しを登録申請のための書類として本協会に提出しなければならない。</p> <p>5 本協会は、登録申請会社がストックオプションの発行を行っている場合において、当該ストックオプションの発行の内容が規則第 4 条第 1 項第 3 号(1)に規定する登録申請のための有価証券報告書に記載されていないときには、その登録を認めないこととする。</p> <p>(継続的な所有に関する規制)</p> <p>第 6 条 本協会は、前条第 1 項に規定するストックオプションについて、覚書の締結の日から登録日の前日までの間(その間にストックオプションの行使が行われている場合には、当該行使の行われた日までの間)において、相続(相続人により当該ストックオプションの継続的な所有の履行が確保されている場合に限る。)以外の理由により当該継続的な所有が行われていない場合には、当該ストックオプションが適正な手続きにより失効されており、かつ、当該ストックオプションの行使により株式が取得されていない場合を除き、その登録を認めないこととする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 登録申請会社は、前項の規定により取得者が確約に定める期間内において、取得した特定株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を次に掲げるときまでに申請会員を経由して本協会に提出するものとし、当該書面を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>4 (省 略)</p>

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成16年7月6日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(申請会員の責任) 第2条 削 除</p> <p>(緊密な連絡) 第3条 削 除</p> <p>(会社情報の本協会への事前説明等) 第6条 発行会社は、前条の規定に基づき会社情報の開示を行う場合には、あらかじめ本協会に当該開示に係る内容を説明するものとする。 (削 る)</p> <p>(会社情報に係る照会等の事項の報告及び開示) 第10条 本協会は、必要があると認めるときは、発行会社に対し照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条において「照会等」という。)を行うことができる。 2 発行会社は、前項の規定に基づき当該発行会社の会社情報に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告するものとする。</p> <p>(情報開示担当役員等の届出) 第17条 発行会社は、本規則に基づく会社情報の開示並びに本協会への通知及び報告等に関し責任を負う取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者(以下「情報開示担当役員」という。)及び本協会との事務連絡責任者を選定し、所定の様式により本協会に届け出なければならない。届け出た内容について変更が生じた場合も同様とする。 (削 る)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正は、平成16年8月1日から施行する。 2 改正後の規定は、平成16年6月29日改正「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号。以下この付則において「改正登録規則」という。)付則第2項の規定に基づき、改正登録規則の施行の日以後に株券の登録を申請する会社から適用し、当該施行前に株券の登録を申請した会社については、なお従前の例による。 3 前項の規定にかかわらず、改正登録規則付則第3項の規定に基づき、なお従前の例によることができることとされる場合における株券の登録を申請する会社に対する改正後の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>(申請会員の責任) 第2条 <u>店頭売買有価証券の申請会員は、当該発行会社が行う会社情報の開示並びに本協会への通知及び報告について、責任をもって指導しなければならない。</u></p> <p>(緊密な連絡) 第3条 発行会社及び店頭売買有価証券の申請会員は、次章以下に規定する<u>発行会社が開示しなければならない会社情報並びに本協会に通知及び報告しなければならない事項について、相互に緊密に連絡を取り合わなければならない。</u></p> <p>(会社情報の本協会への事前説明等) 第6条 発行会社は、前条の規定に基づき会社情報の開示を行う場合には、あらかじめ本協会に当該開示に係る内容を説明するものとする。 2 <u>代表申請会員は、発行会社に代わって前項に規定する説明を行うことができる。ただし、代表申請会員と代表申請会員以外の申請会員間で協議し、代表申請会員以外の申請会員が説明することが適当と判断したときは、この限りではない。</u></p> <p>(会社情報に係る照会等の事項の報告及び開示) 第10条 本協会は、必要があると認めるときは、発行会社又は申請会員に対し照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条において「照会等」という。)を行うことができる。 2 <u>発行会社又は申請会員は、前項の規定に基づき当該発行会社の会社情報に関し本協会が照会等を行った場合には、直ちに当該照会等の事項について正確に報告するものとする。</u></p> <p>(情報開示担当役員等の届出) 第17条 発行会社は、本規則に基づく会社情報の開示並びに本協会への通知及び報告等に関し責任を負う取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者(以下「情報開示担当役員」という。)及び本協会との事務連絡責任者を選定し、所定の様式により本協会に届け出なければならない。届け出た内容について変更が生じた場合も同様とする。 2 <u>申請会員は、本協会に対する事務連絡責任者を定め、所定の様式により本協会に届け出なければならない。届け出た内容について変更が生じた場合も同様とする。</u></p>

「『店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成16年7月6日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(適時開示情報伝達システム利用料の取扱い) 第9条 規則第22条の2に規定する適時開示情報伝達システム利用料の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 支払期日 適時開示情報伝達システム利用料の支払期日は、毎年5月31日とする。ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合には、当該登録の日から <u>10 営業日</u>以内の日で本協会が指定する日とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成16年7月6日から施行する。</p>	<p>(適時開示情報伝達システム利用料の取扱い) 第9条 規則第22条の2に規定する適時開示情報伝達システム利用料の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 支払期日 適時開示情報伝達システム利用料の支払期日は、毎年5月31日とする。ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合には、当該登録の日から <u>10 日</u>以内の日で本協会が指定する日とする。</p> <p>3 (省 略)</p>

「登録銘柄の発行日取引に関する細則」の一部改正について

平成16年7月6日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(発行日取引に係る登録の申請) 第2条 登録銘柄の発行会社が行う株主割当又は株式分割により発行される新株券又は新株引受権証書若しくは公募増資により発行される新株券を発行日取引の対象として本協会に登録しようとする<u>当該登録銘柄の発行会社は、</u>所定の申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>(登録の取消基準等) 第5条 本協会は、次の各号の一に該当したときは、発行日取引の対象として登録されている新株券又は新株引受権証書の登録を取り消すものとする。 1 (現行どおり) 2 <u>削 除</u> 3 } } (現行どおり) 4 2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>(発行日取引に係る登録の申請) 第2条 登録銘柄の発行会社が行う株主割当又は株式分割により発行される新株券又は新株引受権証書若しくは公募増資により発行される新株券を発行日取引の対象として本協会に登録しようとする<u>会員(以下「申請会員」という。)</u>は、<u>2社以上の連名により、</u>所定の申請書を本協会に提出しなければならない。<u>ただし、申請会員のうち、少なくとも2社は当該新株券又は新株引受権証書の発行会社である登録銘柄の申請会員でなければならない。</u></p> <p>(登録の取消基準等) 第5条 本協会は、次の各号の一に該当したときは、発行日取引の対象として登録されている新株券又は新株引受権証書の登録を取り消すものとする。 1 (省 略) 2 <u>申請会員が1社となったとき。</u> 3 } } (省 略) 4 2 (省 略)</p>

『店頭売買有価証券の登録等に関する規則』(公正慣習規則第1号)等の規則の取扱いについて」の一部改正について

平成16年7月6日
(下線部分変更)

新	旧
<p>1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)関係</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 登録規則第4条に規定する登録の審査において、次の事項について審査を行う場合の取扱いについて定める。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>合併等の取扱い</p> <p>イ 登録申請会社が、直前事業年度以降登録申請日までの間において、当該会社の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える合併等(「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則(以下「登録細則」という。)第2条第2項第7号に規定する合併等をいう。以下八までの間において同じ。)を行っている場合には、登録申請のための有価証券報告書に關し次に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>(3) } } (現 行 ど お り)</p> <p>(5)</p> <p>2 「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)関係</p> <p>(1) } } (現 行 ど お り)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 売買細則第4条第2項ただし書きに規定する権利落の売買開始日の基準価格は、発行会社が本協会に提出する第三者機関が算定した権利落後の株価算定書を参考にその都度本協会が定め、これを公表することとする</p>	<p>1 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)関係</p> <p>(1) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(以下「登録規則」という。)第3条に規定する登録の申請において、<u>直前事業年度終了後登録申請日までの間に、登録申請会社の審査を主たる立場で行っていた会員が交替している場合の登録申請については、慎重に取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) 登録規則第4条に規定する登録の審査において、会員が次の事項について審査を行う場合の取扱いについて定める。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>合併等の取扱い</p> <p>イ 登録申請会社が、直前事業年度以降登録申請日までの間において、当該会社の財政状態、経営成績等に重要な影響を与える合併等(「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則(以下「登録細則」という。)第2条第2項第8号に規定する合併等をいう。以下八までの間において同じ。)を行っている場合には、登録申請のための有価証券報告書に關し次に掲げる事項を確認するものとする。</p> <p>(3) } } (省 略)</p> <p>(5)</p> <p>2 「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)関係</p> <p>(1) } } (省 略)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 売買細則第4条第2項ただし書きに規定する権利落の売買開始日の基準価格は、発行会社が本協会に提出する<u>第三者機関又は当該発行会社の申請会員が算定した権利落後の株価算定書を参考にその都度本協会が定め、これを公表することとする</u></p>

新	旧												
<p>別 表</p> <p style="text-align: center;">本協会への提出書類一覧</p> <p>第 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類）</p> <p>〔 2 〕 業務等に関する重要事実に基づく情報</p> <p>・ 決定事実に関する情報</p> <p>14. 会社の分割（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号イ(14)）</p> <p>（1）登録銘柄の発行会社が分割会社となる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・株価算定書(写)(第三者機関作成のもの)(登録銘柄の発行会社が分割会社となる人的分割の場合に限る。)</td> <td>承継会社株式の割当に係る基準日の 3 週間以前</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1. この改正は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2. 改正後の規定は、施行の日以後に株券の登録を申請する会社から適用し、施行前に株券の登録を申請した会社については、なお従前の例による。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、平成 16 年 8 月 1 日から平成 16 年 8 月 31 日までに株券の登録を申請した会社については、なお従前の例によることができる。</p>	提出書類	提出時期	提出部数	・株価算定書(写)(第三者機関作成のもの)(登録銘柄の発行会社が分割会社となる人的分割の場合に限る。)	承継会社株式の割当に係る基準日の 3 週間以前	1 部	<p>別 表</p> <p style="text-align: center;">本協会への提出書類一覧</p> <p>第 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類）</p> <p>〔 2 〕 業務等に関する重要事実に基づく情報</p> <p>・ 決定事実に関する情報</p> <p>14. 会社の分割（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号イ(14)）</p> <p>（1）登録銘柄の発行会社が分割会社となる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">提出書類</th> <th style="text-align: center;">提出時期</th> <th style="text-align: center;">提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・株価算定書(写)(申請会員又は第三者機関作成のもの)(登録銘柄の発行会社が分割会社となる人的分割の場合に限る。)</td> <td>承継会社株式の割当に係る基準日の 3 週間以前</td> <td style="text-align: center;">1 部</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	提出時期	提出部数	・株価算定書(写)(申請会員又は第三者機関作成のもの)(登録銘柄の発行会社が分割会社となる人的分割の場合に限る。)	承継会社株式の割当に係る基準日の 3 週間以前	1 部
提出書類	提出時期	提出部数											
・株価算定書(写)(第三者機関作成のもの)(登録銘柄の発行会社が分割会社となる人的分割の場合に限る。)	承継会社株式の割当に係る基準日の 3 週間以前	1 部											
提出書類	提出時期	提出部数											
・株価算定書(写)(申請会員又は第三者機関作成のもの)(登録銘柄の発行会社が分割会社となる人的分割の場合に限る。)	承継会社株式の割当に係る基準日の 3 週間以前	1 部											